

令和3年4月20日
三重労働局

委託事業受託者による個人情報漏えい事案について

三重労働局（局長 西田 和史）は、委託事業受託者である公益財団法人三重県労働福祉協会において発生した個人情報の漏えい事案について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

記

1 概要

三重労働局及び三重県は、公益財団法人三重県労働福祉協会（以下、「労働福祉協会」という。）に対し、若者就業に関するそれぞれの業務を委託し、労働福祉協会は「若者就業サポートステーション・みえ」（以下、「サポステみえ」という。）として事業を行っている。

令和3年4月2日（金）15時25分頃、同事業の一環として、登録者12名にメールマガジンを送信する際に、本来なら他者のメールアドレスが見られないように「BCC」で送信すべきところを誤って「CC」で送信したため、メールマガジン受信者全員が他の受信者メールアドレスを知ることとなった。

2 事実経過

(1) 4月2日（金）15時25分

労働福祉協会の職員Aがメールマガジン送信時に、「BCC」にメールアドレスを入力の上、送信すべきところを誤って「CC」に入力し、送信した。

(2) 同日15時25分頃～同日19時

職員Aは、メールマガジン送信直後に送信方法の誤りに気づき漏えいが判明した。その後すぐに当事者12名に謝罪及びメールマガジン削除依頼のメールを送信した後、電話で同内容を連絡し、全員から了承を得た。

(3) 4月5日（月）

労働福祉協会から今回の事案について、三重労働局所管課（以下、「所管課」という。）に報告があった。

(4) 4月7日（水）

内容を確認の上、所管課から当事者12名へ電話及びメールにて謝罪するとともに、メールマガジン削除を確認し、4月14日（水）に全ての削除が確認された。

3 発生原因

労働福祉協会では、個人情報漏洩防止のためメールを複数の者へ送る際等にはダブルチェックすることとなっていたが、今回、メールマガジンの一斉送信の際には、周辺に職員がいなかったことを理由にダブルチェックを怠ったため発生したものの。

4 再発防止策

(1) 委託事業受託者における主な取組

- ① メール送信時等にダブルチェックを要件とするチェックシートを整備する。
- ② 情報セキュリティインシデント発生時の連絡体制について幹部を含む全職員で共有する。
- ③ 幹部を含む全職員に対して、上記チェックシートの活用を含めた個人情報の適正な管理についての研修を実施し、個人情報保護の徹底を図る。

(2) 労働局における主な取組

- ① 4月7日（水）午前中に委託事業受託者に対して、本事案の概要、発生原因等を踏まえ、個人情報の適切な取扱いと再発防止の徹底を図るように指示するとともに、同日午後、受託事業者職員に対し、個人情報の適切な取扱いのための研修を実施した。
- ② 4月14日（水）に三重県に対し、受託事業者に個人情報の適切な取扱いについて徹底するように、所管課から要請した。
- ③ 個人情報の管理及び上記の再発防止策及び情報セキュリティインシデント発生時の連絡体制等についての実地検査を上記（1）の取組後、速やかに実施する。
- ④ 三重労働局で行っている全ての委託事業についても、委託先に対し個人情報の適切な取扱いについて再度確認する。

【担当】 三重労働局職業安定部訓練室

室長 横田 由美

電話 059-261-2941